

生活保護関係書類の流出等に係る保護費未支給の調査状況について

1 概要

1月に発覚した生活保護関係書類の流出に関して、当該職員が担当していた世帯について調査を進めたところ、流出した書類において未支給であることが判明したもの以外にも、さらなる未支給事案が確認された。

2 調査の方法

- (1) 当該職員の担当世帯について、次の調査を行った。
 - ・ 書類が流出した7世帯の方から、未支給等について聞き取りを行った。
 - ・ 1月15日付けで、令和5～7年度の間当該職員が担当していた198世帯に対して文書を送付し、未支給等についての確認や情報提供を依頼した。
 - ・ 申請書受理簿、管理台帳及び生活保護システムにおいて管理している支給状況と申請書、各領収書等を突合し、未処理がないか調査を行った。
 - ・ 令和5～7年度の申請書等の電子データと原本（紙）との突合等を行った。
- (2) 当該職員以外のケースワーカーの事務処理状況について、次のチェックを行った。
 - ・ 全ケースワーカーの自席の机の引き出し内に、未処理の申請書や領収書等がないか確認を行った。
 - ・ 申請書受理簿、管理台帳及び生活保護システムにおいて管理している支給状況と申請書、各領収書等を突合し、未処理がないか調査を行った。

3 調査の結果

- (1) 当該職員について
 - ・ 書類が流出した世帯に関しては、1月に未支給が確認されていた3世帯（表の1、2、3番）に加え、1世帯（表の4番）から未支給の申し出があった。未支給額は、1月に確認された42,912円（表のA）と、調査により金額が確認された38,063円（表のB）であるが、この他に、2世帯（表の1、4番）でまだ金額を確定できていない未支給分（表のE）があることが見込まれる。
 - ・ 台帳調査等により、新たに領収書等が発見され、3世帯（表の5、6、7番）について未支給があることが判明した。未支給額は6,210円（表のC）である。
 - ・ 台帳調査等により、新たに請求書等が発見され、3世帯（表の5、8、9番）について医療機関に対する検診料の未払いが判明した。未払い額は32,040円（表のD）である。
 - ・ 当該職員が担当していた198世帯からは、問合せが15件あったが、未支給の申し出はこれまで寄せられていない。
 - ・ 令和5～7年度の申請書等の電子データと原本（紙）との突合等については、書類が多岐にわたり、データ量も多いことから作業は進行中である。
- (2) その他のケースワーカーについて
 - ・ 当該職員以外のケースワーカーに関しては、書類が放置され長期間未支給となっている事案はなかった。
 - ・ 事務処理の遅れが見られた一部のケースワーカーについて、係内でのサポート体制を確認した。

表：生活保護費未支給の状況

	流出文書から判明したもの (1月報告分)	調査で判明したもの	
		申請書・領収書等で金額が確認できたもの	未支給の可能性はあるが、利用回数や金額を確認できないもの
1番	タクシー代 28,260円【A】 (6年11月の1か月分)		タクシー代【E】 (6年12月の1か月分、利用状況を調査中)
2番	バス代 7,040円【A】 (6年11・12月・7年1月の3か月分)	バス代 8,580円【B】 (6年4月・7年2・3月の3か月分) バス代 1,280円【B】 (左記3か月分の料金改定差額分)	
3番	紙おむつ 7,612円【A】 (6年12月の1か月分)	紙おむつ 28,203円【B】 (6年8・9・10・11月・7年1月の5か月分)	
4番			タクシー代【E】 (6年2月～7年1月の利用状況を調査中)
			紙おむつ【E】 (4年12月申請、それ以降7年1月まで申請なく、状況を調査中)
5番		タクシー代 3,780円【C】 (7年4月の1か月分)	
		検診料 21,230円【D】 (6年9月の1か月分)	
6番		バス代 520円【C】 (6年5・7月の2か月分)	
7番		タクシー代 1,910円【C】 (7年4月の1か月分)	
8番		検診料 6,090円【D】 (7年4月の1か月分)	
9番		検診料 4,720円【D】 (7年4月の1か月分)	
計	42,912円【A】 (5か月分)	76,313円【B・C・D】 (15か月分)	未確定【E】

注 1番は本人死亡につき支給方法を検討

1番を除くAは支給済み、B・Cは支給済み又は近く支給予定、Dは近く支払予定

4 再発防止策の実施

1月から一部の係で試行し、2月から全係で試行開始。4月より本格実施予定。

- ・ 申請書等の受理状況及び処理状況の「見える化」(係のキャビネットで管理し、個人機での保管を禁止)
- ・ 事務処理方法のルール化による重層的なチェック体制の構築(複数職員による申請事実の確認及び申請書受理簿への記載、電子データと申請書原本の突合)